

国立大学法人京都大学教職員就業規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略) (降任) 第12条 教職員が次の各号の一に該当する場合には、降任させることができる。 (1) 勤務実績不良の場合 (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠く場合 (4) 組織の再編、統合又は縮小等の事由による場合 (5) <u>その他一定期間において職責を緩和することが適当と認められる場合</u></p>	<p>(降任) 第12条 (1) (2) (3) (4) (同左)</p>
<p>(中略) (自己啓発等休業) 第46条の2 } (同左) 2</p>	<p>(自己啓発等休業) 第46条の2 } (同左) 2</p>
<p>(中略) (クロスアポイントメント) 第67条 } (同左) 2</p>	<p>(配偶者同行休業) 第46条の3 <u>教職員が外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u>と、当該住所又は居所において生活を共にするために休業を請求した場合において、<u>業務の運営に支障がないと認めるときは、配偶者同行休業をすることができる。</u> 2 前項の休業の対象者、期間、手続等に関し必要な事項は、<u>国立大学法人京都大学教職員の配偶者同行休業に関する規程(平成27年達示第24号)による。</u></p>
<p>(中略) (クロスアポイントメント) 第67条 } (同左) 2</p>	<p>(クロスアポイントメント) 第67条 } (同左) 2 <u>第18章 職責緩和</u> (職責緩和) 第68条 <u>教職員にその職責を緩和すべき事由が生じ、当該教職員が所属する組織の長を通してその旨を申し出た場合は、必要と認める一定期間において、当該教職員を現に任命されている職位よりその職責を緩和した職位に任命することができる。</u> 2 前項の規定にかかわらず、<u>当該教職員が心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合であって、当該教職員に係る職責を緩和することについて産業医及び当該教職員が所属する組織の長が必要と認めた場合は、必要と認める一定期間において、当該教職員を現に任命されている職位よりその職責を緩和した職位に任命するものとする。</u> 3 前2項の規定により職責を緩和された教職員に係る当該職責緩和事由が消滅した場合は、<u>当該職責緩和前に任命されていた職位に任命するものとする。</u> 附則 この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p>